

令和3年9月27日

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対する 融資条件変更手数料の免除対応期限延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた事業者さま、個人のお客さまに対する融資条件変更手数料の、免除対応期限を下記のとおり延長いたしますので、お知らせいたします。

当行は令和2年4月23日から、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けたお客さまに対し、融資条件変更手数料を免除しておりますが、新型コロナウイルスの影響が長期化していることを受け、融資条件変更手数料の免除対応期限を延長いたします。

当行は、今後も地域金融機関として、地域経済の活性化・発展のため、一層の金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

記

1. 免除対応期限

延長前期限：令和2年4月23日（木）～ 令和3年9月30日（木）受付分まで

延長後期限：令和2年4月23日（木）～ 令和4年3月31日（木）受付分まで

2. 対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、元金返済の据置、借入期間の延長等を希望される法人、個人事業主および個人のお客さま

3. 対象手数料

	手数料種類	通常手数料	今回
事業者さま	条件変更手数料	11,000円（税込）	不要
	繰上返済手数料	11,000円（税込）	
	期日前返済手数料	所定の計算で算出した金額	
個人のお客さま	住宅ローンの条件変更手数料	5,500円（税込）	

以上